



特別研究会報告要旨

(2002年7月22日)

第1回農村福祉検討会

介護サービスの活動現況

地域間比較調査報告

第1報告

相川良彦「介護保険下における介護サービス事業の展開状況」

相川報告は、介護保険介護サービス事業活動の差異を都市と農村間について明らかにした。調査対象地は、都市部の千葉県柏市、農村部の北九州5市町である。2調査地域間における在宅介護サービスの介護保険実施前の利用状況だが、訪問介護サービスとデイサービスは柏市に格段と多く、ショートステイは地域間格差がなかった。ところが、介護保険の実施により、柏市での介護サービス利用が急増して、訪問介護サービスは地域間格差が解消した。ただ、デイサービスの格差は減少したものの未だ2倍以上の開きが残っている。

介護保険下において、多様な経営主体が介護サービスを営めるようになった。柏市では大量に起きた営利法人の参入が、北九州5市町では起きなかった。その結果、介護サービス事業総数に占める経営主体種類の割合が最も大きいのは、柏市では営利法人40%に対して、北九州5市町では社会福祉法人47%であった。高齢者100人当り介護サービス事業所の従業員数は、柏市2.3人に対して、北九州5市町3.4人と5割ほど後者に多い。そのうち、前職がない者は30%ほどいて、それが介

護保険を契機に創出された雇用であると推測される。

調査に回答した事業所は、平均2.4の在宅介護サービスを営み、また施設との併設割合は50%である。併設施設の種類では病院・診療所21%(柏市):26%(北九州5市町)、特別養護老人ホーム16%:21%で、地域差は小さい。それらは、医療機関や福祉施設が在宅介護サービス業へ参入して複合経営化をはかっている現状を示唆する。事業所の経営概況では、2地域の事業所とも期待したほどにサービス利用者が増えなかったと受け止められている。柏市の場合、その一因として事業者間の競合があると考えられる。従業員の雇用は、柏市の場合募集しても集まらず、北九州では募集していないことが多かった。

経営収支面では、柏市では予想以上に収入が少なく、逆に経費がかかったと答えた事業所が多かった。北九州5市町では収入も経費も予想通りと答えた事業所が多かった。その結果として赤字の事業所割合は、柏市56%に対して、北九州5市町12%であった。柏市では新規参入が多くて経費がかかり赤字の事業所も多かったが、既存の施設からの拡張参入が多い北九州5市町では赤字も少なくて済んでいた。そして、事業所経営収支の赤黒は、地域と併設施設の有無の2要因だけで75%まで判別が可能だったのである。

(文責 相川良彦)

第2報告

叶堂隆三*「長崎県五島地域における介護福祉事業所」

叶堂報告の目的は、民間事業所の進出の期待しにくい居住条件不利地域で、類縁性および地縁性に基づく介護福祉サービスが存在していること、および、こうしたサービスの果たしている役割について言及することである。

離島地域の長崎県福江市および南松浦郡の

奈留町・岐宿町・三井楽町・玉之浦町・富江町からなる下五島地域では、在宅介護サービスおよび施設の約4割をカトリック修道会を母体とする社会福祉法人および町内会を母体とする社会福祉法人が担っている。

このうち、カトリック修道会によるサービスの背景には、女部屋・子部屋に由来する児童福祉から医療・高齢者福祉への展開、また、居住条件不利地区に居住する高齢の信者に対する対応、また、少子・高齢化に伴う保育所等の運営から高齢者福祉サービスへの転換、カトリック修道会による専門性の高い会員の養成といった特徴が見られる。

町内会によるサービスの背景には、迷惑嫌悪施設の受け入れに伴う補償金の有効利用、集落による共同的な生活の社会化の歴史、第一次産業の不振に伴う雇用の創出等の特徴が見られた。

そして、これらのサービスは、ミサヤ町内会員参加のイベントといった付加的サービスの存在、施設の開放性等のメリットを有するものである。そして、サービスの社会性（地域に開かれたサービスの展開・地域住民との連携）の確保、サービスの進出の期待できない地域におけるサービスの担い手として重要な役割を果たしているといえよう。

（文責 叶堂隆三）

なお、第3報告として、小島啓克**「ニチイ学館における介護サービス事業の現況」が行われたが、要旨は省略する。

* 福岡国際大学, ** ニチイ学館

特別研究会報告要旨（2002年7月22日）

食品安全行政の現状と課題

欧州の経験から学ぶ

（東京大学）中嶋 康博

食品安全行政の理論的背景と今後の課題について、欧州と日本の現状を踏まえ、主に以下の4点について報告がなされた。

（1）BSE とその社会・経済的影響

日本では2001年9月の国内初の感染確認以降、牛肉消費が低迷している。欧州よりはるかに確認件数が少なく、また全頭検査の実施にも関わらず消費が回復しないのは、リスクの過大評価、「得体が知れない」がゆえの恐怖感など、消費者のリスク認識によるものと考えられる。欧州では1996年のヒトへの感染可能性公表以降、BSE問題は家畜衛生の領域から公衆衛生の領域へと拡大した。BSEテストの実施、SRM（特定危険部位）除去、肉骨粉禁止、個体識別制度の導入など総合的な対策が進められている。イギリスでは、予防原則に基づき30カ月齢以上の牛の全頭処分をしている。

（2）EU 食品安全行政

EUの食品安全行政は80年代までは判例法に基づいていたが、93年の市場統合と食品流通の自由化により、法律を体系化する必要に迫られた。97年の食品法緑書では、消費者保護がうたわれる一方で、食品の自由な流通、検査の自主的实施、食品産業の競争力が提言されたのに対し、2000年の食品安全白書では、トレーサビリティの確立、政策の透明性確保、リスク・アナリシス体制導入、予防原則の適用など、消費者保護優先の考え方がさらに前面に出るようになった。EUの食品安全行政（食品法）の適用範囲には、人の健康に加え、動物の健康、植物の健康、環境の健康が含まれている。また、EUはアメリカ産成